

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5-14))」

2. 日時: 令和3年12月23日(木) 16時30分~17時10分

3. 場所: 原子力規制庁 8階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他6名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術グループ 担当

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html

- ・ 令和3年12月3日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年12月17日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年12月20日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年12月21日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年12月22日
「日本原燃(株)日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。ただいまから日本原燃濃縮施設の設工認申請に係るヒアリングを行いたいと思います。最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは開示情報発現しないようにしてください。発言しましてしまった場合その場でその旨指摘してきているようにしてください。
0:00:23	次のV章に所属罪を述べてから発言してください。また発言しなさないということに処理をお願いします。それでは本日の説明ですけれども、濃縮個別505440
0:00:38	584147 の
0:00:43	うん。
0:00:47	7、
0:00:50	物件ということでよろしいでしょうか。
0:00:55	電力ヤギハシですね。ただいま紹介いただいた6件で間違いない者は、
0:01:03	もうヒアリングの最後にちょっとここにはない資料についても、なんていうか、そういったことがありますので、その対応のほうもよろしくをお願いします。
0:01:12	それでは
0:01:15	ヒアリングの方始めたいと思いますけども、まずこちらの出席者についてお伝えします。
0:01:21	まず検査部門の方からハヤカワ透析等確認の審査部門の方から
0:01:31	カワラサキオオハシ
0:01:37	うん。
0:01:38	タカナシ、あとウェブ参加でフジワラとなっています。
0:01:44	それでは日本原燃から出席者を説明した後、期目のほうをお願いします。説明については、濃縮50、54について、県下に関わる部分について説明のほうをお願いします。
0:02:00	原燃6ヶ所ヤギハシですね、計装本日ご出席試作品がスチール缶を3%縛ったワカバヤシ稼働時駆動私ヤギハシ向け長目で対応させていただきます。説明につきましては、例えば紹介いただいたり特権につきましては準じ説明させていただきます、
0:02:21	それでは早速、個別50のほうから説明をさせていただきます。
0:02:29	4ページのサカモトでございます。それでは、農地個別50工事の方法に係る接続説明でございますが、指定検査に変わる部分ということで、ページ24ページお開きください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	撤回のヒアリングで設定者の商売事業者検査方針を明確にというコメントをいただいておりますので、全社共通 11 の関係でまとめております。基本的に全社共通 11 と同様の対応するというところでございます。
0:03:01	異なる点といたしましては、
0:03:05	再処理施設長期間設置から経過している再処理施設、これはあの施設の健全性評価、あと埋めかなちよっとこの健全性評価を用意してとしておりますがこれは対象としないということと、
0:03:19	あと核燃料棒一筆を用いた試験、これも等核燃料物用いなければできないものはないので、これも対象となるものはないというところでございます。
0:03:29	はい。
0:03:31	みまして、
0:03:34	29 ページでございます。
0:03:39	29 ページの
0:03:43	ところですけども前回の御説明のときに濃縮独自で検査をするというような御説明はしていますけども、そうではなくて全社共通 11 これと同様に実施するというところで、第 3 回に説明しております加工施設の性能検査、
0:03:59	これも今の新検査制度におけるに法定検査これが該当するということでございます。地形読図として新たな検査を実施するというところではなくて、今のビルの節理的な流動を実施するというところで考えております。
0:04:14	続いて、最後のページで定期事業者検査との関係でございます。
0:04:21	映像
0:04:24	表のところでございますが、新規基準、これ変更があるものについては使用は事業者検査した、これで別途建設確認すると、あと変更がない設備、これについては、定期事業者検査で施設。
0:04:35	いうことで、
0:04:38	新規基準の適用への考え方っていう規制庁さんの文書のところでも加工施設については、施設定期当時は施設定期検査の合格をもって完了すると協議をしている施設はということがございますので、変更ない設備は、
0:04:55	定期事業者検査で確認するという整理で考えております。
0:04:59	今後障害確認申請だったら定期巡視 1 桁北極ここで大はご説明させていただくということで、統制行為だったりっていうのは、基本的な方針としてこれを説明するものでございます。以上です。
0:05:13	はい。時廃品シリンダの検査に係る部分もあわせてよろしいですか。
0:05:17	で、
0:05:19	そして濃縮ベッド 14 番。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	はい、54 番の 13 ページ、これください。
0:05:32	投資こちらシリンダのっていう 6 シリンダ、これに関わる使用前事業者検査との方針ということで、世界これほぼ別個にするということでございます。
0:05:43	先行するそれある着手RFS等においては、
0:05:50	当章キャスクですけども、キャスクは 1 回目の受入時に使用前確認を受けるとその後、2 回目以降については、
0:06:00	技術的に技術基準の要求あと設工認の内デイサイト低温鋼材PRA変わるものではないのではないことかときゃ速報値のシリンダーも輸送容器として設計承認書にこれを受けた品質管理も十分されているということで、基本としては、別途 1 回で寵愛確認受け入れ紙に受け、
0:06:20	ことで考えている。
0:06:22	それで 14 ページでございます。
0:06:25	14 ページの真ん中にずっと表で載せておりますけども、右が他の施設の例、キャスクの例でございます。
0:06:35	左側等施設の例でございまして、当施設においては、すでに鉄塔施設としてシリンダーがございまして、これについては新規制基準で、竜巻防護に関わる要求が一部追加になってございまして、それに関わる検査がございまして、閉じ込め等については、認可から変更ございませんので、
0:06:58	ただ鉄の責任だ、これに対して新規制基準で必要な検査を行う。
0:07:05	赤字シリンダが入っていくのは、操業開始して今既設のシリンダーが減って、それに対して移送計画を立てて新たなシリンダを受け入れるっていうことなので、ファックスな受け入れは操業書き込みにあるということで、表の真ん中ですけども、操業開始元請け理解ね。
0:07:21	ここで審議が受けるますので、そのときに東欧シリンダの技術基準要求すべていたして検査を受けて確認すると。
0:07:29	ここで使用前事業者検査使用前カップリングを受けると。
0:07:33	その下の 2 回目以降については、
0:07:36	あるFSと同様に、使用前事業者検査で対応するというように考えております。こちら今後具体的には、使用前確認市税いて相談させていただくというところでございます。
0:07:48	結果、
0:07:50	はい。ただいまの説明に関しまして、規制庁はから質問の方をお願いします。
0:07:57	規制庁ハヤカワですけれども、濃縮個別 50 のまず 29 ページのその他の
0:08:06	本加工施設に係る対応についてということで、御説明ありましたけれども、そもそも第 1 回から第 3 回の申請に係る

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	9 規則の 4 号検査を、加工施設の性能検査と位置付けているものです。それが今回の 4 階、5 階の 2 号検査ということで、個別の 2 号検査を意図してるように見えます。
0:08:36	本来であれば、9 規則の 4 号検査相当の加工施設としての性能検査を
0:08:44	新たな 2 号検査の中で、
0:08:49	実施するような項目を起こしてやっていただきたいと思います。まず 1 点目です。2 点目。
0:09:00	30 ページですけれども定期事業者検査との関係についてということで、
0:09:06	変更がない既設の設備に対して、定期事業者検査でやられるという説明なんですけれども、今回変更がない施設の設備についても適合確認をしてもらわないと。
0:09:22	定時検に移れないという状況が法律上はなってます。そういう意味では変更がない既設の設備についても定時検を実施していただくことになると思いますので、よろしく御検討お願いします。
0:09:42	明日まで刺激事件です。
0:09:45	申し訳ない。
0:09:46	新たに閉じ定期事業者検査ではなく、使用前事業者検査をやっていただくことになります。
0:09:56	ハヤカワから以上です。
0:09:59	はい。
0:10:00	余計なサカモトで遡上はしてください。
0:10:26	逆にサカモトでございます。一応了解いたしました、ほぼそのどういふに対応していくかは、この検査の中でご相談させていただきます。
0:10:37	以上です。規制庁ハヤカワですよろしくお願いいたします。
0:10:44	規制庁川崎ちょっと 1 点だけ確認している北端部を 30 ページの、今定期事業者検査との関係の中で変更がない既設の設備ってやって、
0:10:54	いうところで、
0:10:56	当課重点防止インターロックって書かれてるんですけど。
0:11:00	これって一応設工認長が申請対象に今回していただいているっていう認識でいいですよ。
0:11:05	そこを御説明お願いします。
0:11:10	日本ビジネスサポートでございます。設工認上は申請しております。ただ、今回、技術基準の当泊と参画の技術基準の対象か今回変更変わるか変更がないか整理させていただいて、その中で、割と参画の整理をして込まないものコサク変更があるのであると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	いう整理をしていただきます。私との認識としてはこのままルート整備したものが新規性基準で変更があるものになりますので、それを対象に確認警鐘が事業者検査を実施するというので、
0:11:47	考えておりました。はい。以上です。支店長カワラサキです。なので、多分今挙げられたやつっていうのは、今回の申請の対象機器ではあって、ただ一方で、既認可の通りであるっていうことを設工認では申請しているものたちと、
0:12:03	ということだと思います。そうしたときに、じゃあ値を踏まえ、事業者検査なり定期事業者検査として接地線の扱いといったところがまだ十分なんか整理されてないような気がするので、そこは今後十分説明いただけると。
0:12:18	お願いします。これは設工認のヒアリングに限らずですね。だと思しますので御説明いただければと思います。以上です。
0:12:30	日本原燃坂目標で5月までに少し健康相談するいただいてよろしいでしょうか。
0:12:35	その例が2年9月30日えっと、各だったのは規制庁さんのほうで提示されていた使用確認等の進め方についてという文章の中で、ちょっとまず本会設工認申請の対象となるのは、
0:12:51	新たに設置する規定た表設備。
0:12:55	あとは新たに規制対象なる既設の設備。
0:12:59	あとは追加の工事設計の変更を行うもの、これが対象です。それでちょっとに申請をしないということ、あくまで対象は変更するものだけに設工認対象を絞った表記になっています。これに基づいて進めては、別途説明は申請してるんですけどその中で、
0:13:17	これとこれが変わってこれを今回、技術基準に適合しているか議論してもらうのは、丸がついた出戸変更を要するものと、そこを確認しております。
0:13:26	ということでこれから検査員流れるということを考えると、この技術基準の適合の確認が必要な丸のところを確認いただいて、指定等と当社の当初の考えでは100のところは、これは一通りデータの値すでに技術基準の適合を完了しておりますので、
0:13:44	確認結果が完了して、新規基準で何ら変更はありませんので、そこは英語
0:13:51	定期事業者検査等の中で確認していくということで考えております。ちょっと私も含めてご相談させてください。
0:14:01	なおか収益性町カワラサキ、先ほどへのこちらとしては先ほど申し上げた通りですので、今後説明いただければと思います。以上です。
0:14:16	規制庁わからはほかよろしいでしょうか。
0:14:20	はい、よろしければ、検査部門の方はこれで採決いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	はい。それでは続けたいと思います。それでは次の資料ですけども、49の基本設計方針についてということですけどもこちらは
0:14:47	変更した店頭ポイントがあれば説明ください。
0:14:53	日本原燃の佐橋です。それでは濃縮個別49について説明します。4ページ不安ください。
0:15:01	こちら、前回のコメント踏まえまして、第1回から第5回申請だ別に申請も新たに設置する設備の基本設計方針の扱いについて整理しております。
0:15:13	結論から申しますと、実ウラン濃縮廃棄物建屋や使用廃止てる或いは保管は一般部の基本設計方針は、当該設備が申請の際に申請すると整備しております。
0:15:26	具体的には73ページと70上がり3ページをご覧ください。
0:15:34	73ページの237番。
0:15:38	第5回C0%に変更なしとしますが、
0:15:42	次が8月に出した申請では一番右側に書いてある記載を大分開始前のほうに示していたんですが、そこにBウラン濃縮払い切る査定案等の
0:15:52	時3残っていた記載をしていたというところで、ここは先ほど申した通り、実ウラン濃縮廃棄物建屋の際に申請するとして、今回第5回姿勢は変更なしというのはこれまで通り井浦町会議員建屋内の設計方針を
0:16:09	示すことといたします。次のページ、やっぱの保管廃棄計画の
0:16:15	ヤギハシがこちらで別途申請することとしました。
0:16:18	こちらもちり分けられると考えておりますので今回、次の申請の際に戻る変更なしとして申請したいと考えております。
0:16:27	そのほか、検討1についてですね全社の発見と状況と反して、変更前変更後の記載を適切に修正したのが今回の資料の修正点です。説明は以上です。
0:16:40	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して、指摘等あればお願いします。
0:16:51	はい。よろしければ進めたいと思います。それでは、個別51の準備規格及び基準に係る補足説明資料に関して説明をお願いします。
0:17:07	預金のサカモトでございます。
0:17:09	当市の資料の4ページ目をご覧ください。
0:17:18	店舗展開のヒアリングの中で別途不安スタッフも保護者の40ポンプと、こういった基準類について準拠記述としてどうやって示すのかというところについてコメントである。これですので、全社とはいえ等、
0:17:34	確認して整理いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:36	TOWA全社共通で6の方針としては、当設工認の本文に基本的なものを記載して添付書類のほうには、具体的な評価計算等で用いる、そういったものは重機人期待するという形で整理するという方法地震。
0:17:53	整理しております。それに基づいて整理いたしますと謄本容器とかこちら強度計算式と使っておりますので、あとは例えば消防法施行規則、こちらは収益性を消火剤量計算で使ってます。なので、これについては添付書類の中で一覧表で許可基準規則つけて、
0:18:11	M処理の一定開くとして整理するということで、A層中で示すという整理にしております。
0:18:18	ご説明以上でございます。
0:18:24	はい。ただいまの説明に関して規制庁から指摘があればお願いします。
0:18:32	直接しますよね。
0:18:36	規制庁カワラサキです。あの、考え方についてはこの資料で理解できましたので、ちょっと念のため確認なんですけど、今回の裾整理というか改めて確認したところを受けて何か変更される具体的な箇所ってありましたか。
0:18:58	朝顔でございます。申請時の情報は本店情報はございません。ただ、添付書類の中に準拠基準典型的規格の一覧が載ってないところがございますのでそこは全部反映して、Ah必要なものが一覧表を付けるということで、
0:19:16	それはもう少し説明資料に反映した上で、27日に固定値することで考えております。以上です。
0:19:22	規制庁カワラサキです。今言った補足説明資料に、
0:19:27	追加されるといったのはどの補足説明資料のことでしたか。
0:19:35	日本原燃坂本でございます。9ページ目を開きください。
0:19:42	9ページ目で例えば強度強度に関する説明書
0:19:48	被ばくに関する計画被ばくに関する計算書と耐震とは思っておりますので、右側のところですけども、強度に関する説明書、自然現象はもう記載がございます。あと、火災防護に関する説明書、あとは溢水説明書へと内部飛散物者貯蔵抜けてオオハシ貯蔵に説明書
0:20:07	これらのヘッド設工認の添付書類の中で一覧で明確に示すということでプラス補足説明資料にも租税載せるということでございます。以上です。
0:20:18	規制庁川崎です。わかりました、改めて整理されて、適宜追加されるということですので、またその資料で確認させていただければと思います。私からは以上です。
0:20:30	はい、ほか規制庁からよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	はい。よろしければ、40 個別 41-1 の人の不法な侵入等の防止に関わることで説明資料に関して説明をお願いします。
0:20:46	表現にワカバヤシて、それではすべて 40 緊急的説明します。21 ページをご覧ください。
0:21:00	こちら、5 点ですが、前回のヒアリングで添付説明者のほうにですね、核物質防護対策として実施する旨が追記することというコメントを受けてまして、それに対応する方としてとして左側ですね、これらも対策を核物質もう規定に定めて／ってこと。
0:21:19	誘起されるようチェックしております。
0:21:21	いや 12 月 20 日の最初に今ヒアリングでも同様のコメントを受けてまして。
0:21:27	最初のほうもばこのように今後、来たら直しというふうに聞いております。主な変更点は以上です。
0:21:35	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して、堰等あればお願いします。
0:21:48	はい。よろしければ次ですけれども、個別 47 の後任は設工認対象機器の技術的技術基準適合に係る整理表に関して、説明をお願いします。
0:22:05	南にワカバヤシて、それは説明いたします。20 ページ、5 番目ください。
0:22:13	こちら自然現象の外部衝撃の駆御対処について整理し直しまして、クレーンどうもへUF6 を内包するし、機器を支持する取り扱うものなので、今回越前現象の対象とし直しました。
0:22:29	足立ですね、竜巻で外部火災等については、生産停止等の措置を行ってそのときにはこのスプレー機器は用いないということで、米印を振ってますけども、mgしなくて、米印が降っている通り、対象外と。
0:22:45	しております。
0:22:47	また、44 ページご覧ください。
0:22:51	こちらのリストの縦軸に名前に延びに該当する基本設計方針で示した機器についてですが、それらをどの申請でどういうふうを示す過渡申請は、
0:23:03	今回の申請範囲かどうか分からないというコメントを前回受けておりますので、それに対応する形として注記欄のほうですね、何をいつ申請するかというのわかるようにしました。もともと第 4 回までの申請でも、そういったものは施設共通ラインですね、丸をつけて注記を振って、
0:23:21	誤開して示す海浜成で示す今後示せということを示していたので、それを今回明確化ということで今回の申請で示してもらって今回申請すると、前回まで示したものは、前回何対何か今まで指針。
0:23:36	示しているという、そういったことがわかるように明確にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:40	変更点は以上です。
0:23:43	はい。ただいまの説明に関して、質問等あればお願いします。
0:23:54	規制庁のフジワラですねと念のための確認を行ってただけさせてください。当 通しページの 33 ページで以前ヒアリングでここに書かせていただいた液体廃 棄物ほか保管廃棄区画のところ、
0:24:12	ボンベを議題とそれ以外の 278 万と 279 番の間違いなんかを説明していただ いてそれを付記していただいたかと思ってます。そういったの中でのための ですが、278 番のところ、
0:24:27	閉じ込め機能なんかで参画なりがつかないとかってというのは、この区画地 震では隻なんかを設けたりするのではなくて、部屋向こうの管理廃水処理室で あったり、またタケダの一部として、
0:24:44	考えているので、硬いところで参画がつかないというふうな理解でよろしい ですか。
0:24:54	日本原燃若林です。はいその通りです。
0:24:57	はい。こちらエリアを設定すればそのエリア自体を示しているものですので、閉 じ込めであったりとか火災については、参画印をつけておりません。以上で す。
0:25:11	規制庁のフジワラですわかりましたありがとうございます。私からこの資料に ついて表です。
0:25:18	規制庁川崎です。今の遠かつ系なんですけど、30 ページに行くんですけどね、
0:25:32	IFファイルの
0:25:36	本編起きないがありますけれども、
0:25:40	電池
0:25:42	当初、
0:25:49	すいません。右下で言うと 34 でした。失礼しました。
0:25:55	で、
0:25:56	このところで待機していくの関係を
0:26:01	二重の括弧で丸とされている。
0:26:05	ですが、
0:26:07	これはどういう整理だったかちょっと教えていただけないでしょうか。
0:26:12	日本原燃の岡林です。
0:26:14	こちら今示しているのは保管廃棄確認になるんですが、技術基準適合NPDの 要求には保管廃棄加工除くとなっておりますので、許可規則留萌適合許可と まっ適合という意味で 20 格好にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:31	以上です。規制庁川崎です。許可との対応ということは理解しました。その上でなんですけど。
0:26:39	これは結局、今回、既設のものに対して何ら工事なりをやるものなのかそれとも
0:26:47	義務化の設計と同じという説明するものなのか。
0:26:52	それはどちらになるんでしょうか。
0:27:02	屋根ワカバヤシ、少々お待ちください。
0:27:29	日本原燃若林です。こちらで負荷へと液体廃棄物の保管K1cについては、参画、妥当です認可は変わらないので、すみません答え廃棄物の廃棄設備の残高下がって今議論ときに、
0:27:45	こちらもあるにして、こちらですね併せて②に書いてしまっただけですが、タンクが正しいです。
0:27:52	規程とカワラサキの私もその認識で廃棄施設の説明切ったのであればと思っただけなので、
0:27:58	確認していただく確認して直していただくということで、これだけじゃないですけど。
0:28:05	全体申請にあたっては当然、
0:28:08	考え方が統一されているかを確認していただくようお願いします以上です。
0:28:15	稲場市再度適切に確保され、市税いたします。以上です。
0:28:22	はい。規制庁柱ですけれども、本資料に関してやっぱり鉄塔でしょうか。
0:28:36	はい、ちょっと内容であれば、本日予定されていた資料に関しては、以上としたいと思います。それでその他の資料でちょっと質問させていただきたいんですけれども、
0:28:50	まずじゃあ私からちょっと聞きたいんですけれども、もしくは個別 36 の閉じ込みめの資料ですけれども、ちょっとそちら。
0:29:00	御用意できますでしょうか。
0:29:11	基本的にはワカバヤシで今使用権の場で示した。
0:29:27	読みワカバヤシ用意完了しました。よろしく申し上げます。これを資料の 19 ページ目をちょっとお開きいただきたいんですけども。
0:29:49	ちょっとまず 1 点ちょっととそ原燃さんの認識をちょっと確認したいんですけども、19 ページ目の 1 ポツで第十条 15 条十八条 21 条 23 条に基づきというふうなことで、
0:30:05	取り組みについて説明をするものと、いう話が冒頭 1 ポツに書いてあるんですけれども、ちょっとその 21 条に関して、どういう認識でちょっと説明をこの中でしてるのかっていうのをちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	認識だけをちょっと確認したいのでちょっと聞きたいんですけども。
0:30:34	日本原燃柴田です。21 条は、第 3 回申請のときに建家の申請をさせていただいております。はい。はい、そこで 1 回から 5 回を通した概要ということで示させていただいておりますので、そういう。
0:30:50	そのような記載になっておりました。以上でありましたはいちょっと認識の確認だけです。あと、この 19 ページ目の 4 ポツなんですけれども、
0:30:59	(1) 番としてUFミックスの漏えい対策として云々というような表現が記載が書いてあるんですけども、
0:31:10	例えば考え方としてはUFVI等、
0:31:14	名寄付
0:31:16	どっかのその漏えい対策としてっていう考え方もあり得るかとは思うんですけども、これクレックスに特化してるっていうのはその辺の考え方をちょっと教えていただきたいんですけども。
0:31:34	日本原燃柴田です。4 発に関わる防護設計の記載といたしますのがとじ込みの第 15 条の第 2 号、要員
0:31:45	の拡大防止に関わる防護設計となっております。へえ本施設で取り扱う核燃料物少し決定しましては、UF6 が手動になりますので、その漏えいの拡大防止ということで防火ええ。
0:31:59	記載をさせていただいて 1 以上です。
0:32:06	UF6 が主
0:32:11	考え方としては、
0:32:13	フッ化水素に関しても、
0:32:17	漏えいを防止してるという考え方でよろしいですよ。
0:32:25	日本原燃柴田です。そうですねUF6 が漏えいした場合には平滑指定チェックも発生することになりますのでそちらの漏えい従事者公衆への影響拡大防止というものをぜひ防護設計としてしているということになります。以上です。はいわかりました。
0:32:44	私からは以上です。ほか規制庁わから質問等あればお願いします。この資料に限らず、例えばしていただければと思います。
0:32:58	規制庁カワラサキです。ちなみにこのATENA何らか説明とかってまだ残ってたりしますか、それとも遅れておりですか。
0:33:10	年ワカバヤシです。2 本目からの説明内容の者もすでにすべて終えてますので、質問への回答と認識しております。
0:33:18	規制庁川崎です。それでしたらちょっとコメントリストでちょっと今の状況を確認しさせていただきたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:27	まず 1 ページ目のところ開いっただけと。
0:33:31	今回、色塗りで今回黄色のところは御説明いただいたのかなというところで、
0:33:38	ファイルのところはもうこれまでのヒアリングで御説明いただいたのかなというところでの白いところっていうのは、
0:33:45	全体的な状況いかがですか。
0:33:51	日本原燃坂本でございます。
0:33:53	当白いところとしては網羅性のコメント回答を終わらせへの事故別 30 こちら側の誤記の修正ですので、こちらの方、あと竜巻については 2 件残ってましてそれがページ連携
0:34:09	12 ページでございます。
0:34:14	F2 ページの中で、第 3 回申請繋がりをしっかり明確にすると、途中加久藤ですけど、めくってということと技術部レーティング設定がヘッド体協連邦っちゅうことリスクレベルだとこれをやっぱリトップレベルで、
0:34:29	1 ということをしなく次第、
0:34:32	ここに示して止めて、40 年ものって個別 48 番。
0:34:38	それで、所大きいわけだから、これも修正したものを御提出するということでございます。いずれも 27 日には瀬下物を閉止するというところでございます。以上です。
0:34:51	規制庁川崎です。そういう意味で言うと、今、
0:34:56	説明いただいたところは、基本的にはヒアリングでは一度お話をさせていただいてる修正方針を説明をしたさせていただいてるのかなと。
0:35:05	いう理解をしました。
0:35:08	ちょっと 1 点だけ気になるところと言えば、第 3 回との関係で建物等の
0:35:15	建物の評価との関係性を明確にすることなんですけれども、
0:35:20	これはちょっと具体的に言うとうどういった
0:35:23	と明確化の方針ですかね。
0:35:29	日本原燃柴田です。今 35-2 のほうの資料をお開きいただけますでしょうか。
0:35:38	少々お待ちください。
0:35:59	規制庁カワラサキです準備整いました。
0:36:04	ありがとうございます。日本原燃柴田です。35-2 の資料の 3 ページのほうをご覧ください。
0:36:13	こちらが号棟車両の衝突に関わる第 3 回申請との関係性というのを 1 ポツの概要に示しておりますが、これと同じような文書を申請書のほうに反映したいと思っています。
0:36:29	具体的には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	議段落目の本来よ要は第3回申請ノ一という始まりから経営1ぽつ概要の一番下のところまで対策は不要となったという、この経緯が分かる文書を申請書の同じA1ポツの概要のところ、
0:36:47	昨日は入れようと考えております。以上です。
0:36:52	規制庁川崎です。資料構成としては、添付の
0:36:57	説明書の
0:36:59	中の
0:37:03	どこですかね、概要とおっしゃってるのか、どの階層にあるとかちょっとわからなかったんで教えてください。
0:37:13	日本原燃柴田です。第5回申請書の自然現象の
0:37:18	別添2ですね、その検証された日のやっぱりぽつ概要に入れようと思っております。
0:37:25	規制庁カワラサキです。わかりました。
0:37:27	はい。
0:37:30	ということで、コメントリスト対応としては、一応
0:37:35	修正方針まではすべて出ているということと、あと、資料の提示予定は今示されていると。
0:37:42	いう状況で理解しましたので、
0:37:45	資料提示いただいた後にそれを
0:37:48	こちらで確認して必要に応じ、場合によってはヒアリングと理解してます。
0:37:54	原燃としてもその理解でよろしいですか。
0:37:59	問題ございません。日本ですみません。それと為替わかりました。
0:38:07	はい。規制庁を初めけどもほか
0:38:11	規制庁側から質問等ありますでしょうか。
0:38:22	はい。ないようであれば、今後のスケジュールに関して原燃から説明のほうをお願いします。
0:38:32	今現在サカモトでございます。12月21日に御提出させていただいたスケジュール。
0:38:39	でございますが、に基づいて対応していきます。27日。
0:38:46	に
0:38:49	補足説明資料一式これまでの分を提出する予定ということです。本日コメント等があっても修正があるものについては、
0:39:02	こちらけないものについては一部、
0:39:06	はい。ものは、1月から内部の27、5時閉と意識の中で実施させていただき交通局長させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:16	で、鉄塔年明け1月中旬に向けての設けた補正の調整を進め、作業進めという条項でございます。以上です。
0:39:30	はい。ただいまのスケジュールの説明に関して規制庁から質問等あればお願いいたします。
0:39:42	はい。特によろしければ日本原燃かから規制庁赤に確認した意見等ありますでしょうか。
0:39:54	阿部です。特段ちやいません。
0:39:57	はい。
0:39:59	それでは、ヒアリングのほうこれで終了したいと思います。この方停止してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。